

市庁舎問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年1月21日（火）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）戸田 隆次 （副委員長）三嶋 秀文
今城 雅子 岩崎 康朗 遠藤 通 中田 利幸
西川 章三 又野 史朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

[総務管財課] 瀬尻課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 伊藤議員 稲田議員 岡田議員 岡村議員 門協議員

前原議員 渡辺議員

報道機関5社 一般0人

協議事件

- ・現在の状況について
- ・今後の検討項目の抽出について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○戸田委員長 それでは、ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。

次に、報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程でございますけども、お手元のレジュメのとおり、協議事件2件を用意いたしております。

まず初めに、現在の状況についてでございます。庁舎の再編ビジョン等につきましては、ある程度進捗が図られておられるというような事例もございますので、改めて皆様方と共有して議事を進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、当局のほうから御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

塚田課長。

○塚田調査課長 そういたしますと、今ありました庁舎再編ビジョンの進捗状況、それと、繰り返しということになろうかと思いますが、改めまして、庁舎再編ビジョンのポイントをもう一度、一通りおさらいをした後に進捗状況の説明という格好で進めさせていただきたいと思っております。

本日は、資料1、資料2と2つの資料を用意させていただいております。資料1につきましては、これは庁舎再編ビジョンのいわゆる本編でございます。それで、資料2につきましては、実はこれは、庁舎再編ビジョンを市民の皆様にもわかりやすくお知らせをしたいということで、私どもがこの間作成をしまして、いわゆる概要版でございます。本日はこの概要版に沿って、これは庁舎ビジョンのポイントが抜き出しをしておりますので、この資料2の概要版を使って一通り説明をさせていただきたい、それと、再編方針につきましては、本編についても一度確認をしていきたいというふうに思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、「はじめに」ということですが、本編の中では2ページから書いてありますが、市庁舎、市が業務を行う拠点でございます。大きな課題といたしましては、本庁舎は築36年とまださほどではありませんが、補助的に使ってる庁舎について老朽化が進行しております、それゆえ総体的にこういう老朽化への対応というのが課題になっていると。それと、御承知ではございますが、庁舎の一部が借地でございます。こういった課題がありまして、これを踏まえて庁舎の再編を行いたいということでございます。それで、課題の解消と施設を有効に活用するという観点から、この庁舎再編ビジョンを策定したものでございます。

1番目に、ビジョンの対象となる施設というのを定めております。本編のほうでは3ページに相当しますが、(聞き取れず)に整理をしております。それぞれ本庁舎、第2庁舎、ふれあいの里、旧庁舎の新館、淀江支所、下水道事務所、山陰歴史館ということであります。歴史館については市庁舎として利用してはありますが、市庁舎とあわせて今後のあり方を検討しなければならない施設ということで、山陰歴史館も上げております。それぞれの床面積、経年、建築後の経年数ですね、それと、昭和56年以前の耐震基準を使っているものについては旧耐震基準ということで、赤字で示させていただいております。

それと、先ほどの借地でございますが、本庁舎については、借地の割合が86%、年間約6,700万の借地料、第2庁舎については100%が借地となっております、年間770万円ということの借地料になっております。ふれあいの里については約2割、20%が借地でございます、年間の借地料は490万円というふうになっております、詳しい資料については本編の7ページに記載をしておりますので、本庁舎、第2庁舎の借地料の近年の推移ということで御確認をいただきたいというふうに思います。

次に、主な対象施設の経過と近況ということで、これは既に私どもが定めております公共施設等総合管理計画の中で課題を設定して、その状況を報告をしておりますが、それをこちらのほうに転記をしたものでございます。

本庁舎については、太字のところでございますが、敷地の大部分が借地でございます、借地料の低減及び取得に地権者と継続的に交渉を進めているところでございます。しかしながら、借地料の低減については一定の成果がありますが、取得交渉については進展がないような状況でございます。

第2庁舎については、これは旧耐震建物でございます、耐震診断も未実施な状況でございます。築44年と老朽化がある程度進んでおります、早急な老朽化対策が必要だということになっております。

ふれあいの里につきましては、少子化や高齢化が進展するに伴い変化する福祉保健政策

ニーズに対応するため、福祉政策を総合的に推進するための拠点としての機能整備が求められるということでございます。

旧庁舎については、これも旧耐震建物で、相当老朽化が進んでおりまして、これは山陰歴史館との一体利用等も念頭に置きまして、公共施設等総合管理計画の中にも廃止方針を出しております。

歴史館につきましては旧耐震基準の建物でございますが、旧基準による診断実績がございまして、建物については比較的よい評価ということを把握しております。耐震化を含めた今後の整備の方向性について検討中ということで、これが本市の公共施設等総合管理計画の中で示された対象施設の課題、近況でございます。

そうしますと、次のページ、お願いをいたします。繰り返しになりますが、庁舎の借地の近況等でございます。本編のほうは7ページに詳しい資料を置いておりますので、確認をしていただきたいと思います。

それぞれの借地期限については、右の表のように、本庁舎の敷地については令和22年11月30日、駐車場の部分については令和23年3月31日、第2庁舎については令和16年3月31日でございます。借地の期限につきましては、建物の物理的な耐用年数を想定して60年が想定してありますということです。

それと、旧耐震基準への対応ということでございますが、これが一つの大きな課題ではございますが、旧庁舎新館、歴史館、第2庁舎、下水道事務所というのが旧耐震建物でございます。皆さんよく御存じだと思いますが、本市の旧耐震建物の対応につきましては、これまで学校や集客施設というものを優先して取り組んでまいりました。一通りそういった施設の耐震補強なり、そういうような対策が済んだところでございます。続きまして、こういう市庁舎について耐震をどうしていくのかということところが非常に大きなポイントになります。将来的に発生するかもしれない大地震から市民等を守るため、耐震化というのは急務であるというふうに考えております。これまで学校など他の施設への対応を優先してきたため、耐震診断も未着手のものもある。老朽化への対策が喫緊の課題であるというふうに思っております。

それと、本編の8ページにも記載をしておりますが、本庁舎について、現在のところ、買い取りのめどが立っておりません。そうしたことから、将来において本庁舎が移転する可能性もあるということで、ここでは本庁舎の更新イメージ、幾つかのパターンをお示ししております。建てかえ検討のポイントといたしましては借地の解消、関連する行政機関の集約化等を踏まえた上で検討しなければならないということで、イメージとして、1から5まで、現在敷地を利用する場合、あるいは移転する場合というふうに分けて、それぞれのイメージをざっとお示しをしているところでございます。

済みません、次のページ、概要版のほう、移ります。庁舎再編の展望のポイントでございますけれども、現段階で将来の本庁舎の建てかえ場所を見定めることというのは、先ほどの庁舎の取得に当たって敷地のめどが立っていないということで、非常に困難でございます。ただし、環境が整うまでに時を置くということであれば、本庁舎の老朽化も進行してまいりますし、借地の賃貸期限も接近してまいります。一方で、将来移転する可能性も見据えて、移転候補地等の調査にも着手をしなければならないということだと考えております。

庁舎再編の目的とそれぞれの方針の策定ということでございます。この庁舎再編の目的でございますが、公共施設等の総量抑制、こういう観点も当然ながら踏まえながら、特に補助的に使っている建物の老朽化対策、借地料の低減・取得に向けた取り組み、それと、今後の質の高い住民サービスの提供を念頭に置いた施設の有効活用というのが目的でございます。対象施設の課題のほか、県との庁舎の共同設置・共同利用の協議結果、国の未利用国有財産の活用検討の結果等を踏まえて、今後の庁舎再編の中期展望というものとして8つの再編方針をお示ししております。

再編方針の推進に当たりましては、市役所のコンパクト化を目的とした次の取り組みを並行して推進するという事で、利用者の利便性確保のために総合窓口システム導入による窓口業務の一元化、あるいは、最小の事務スペースで最大の事務効果ということ念頭に、ペーパーレス化、AI、RPAの導入による効率化、ICT技術等の活用によるフリーアドレス化等の取り組みもあわせて進めていきたいというものです。

次に、それぞれの庁舎の再編方針をいま一度確認をしたいと思っております。ページのほうは本編を参照ください。本編10ページからになります。

まず、本庁舎でございますが、築36年ということで、借地の解消がいまだできていないというのが大きな課題でございます。現在地での例えば長寿命化、あるいは現在地の建てかえというふうになりますと借地の取得が前提条件になるというふうに考えております。また、先ほども申し上げましたが、実現しない場合も想定して、移転の可能性も含めた将来の本庁舎の更新イメージも、ビジョンについてはお示しをされているところでございます。

12月議会の門脇議員への答弁の中にもありましたが、当局といたしましては、コスト面や経済性の面で、現本庁舎を長寿命化して、これから今後も長らく使うということが一番有利ではないかというふうに考えておりまして、取得へ向けて注力をしてまいりたいと、このように考えております。

それと、本庁舎のあり方として、当面存続という考え方でございますが、過去に旧淀江、旧米子の合併時に合併時の課題ということで、やはりこの借地の解消、庁舎をどうするかということが問題になりました。それを踏まえて、当時の企画部門が米子市公共用地等問題検討委員会本庁舎部会というものをつくりまして検討を行い、平成23年7月に報告書を提出をしております。この中で当面存続という方針を出してございまして、これは後に市議会のほうでも御審議をいただいて、市庁舎・都市機能問題等調査特別委員会においてもこの方針を容認するという事をいただいておりましたが、この大方針に沿った考え方だと思っております。

続いて、第2庁舎の廃止でございます。築44年の旧耐震建物でございます。来訪者、職員の安全確保の点から、老朽化への対応というのが喫緊の課題だというふうに思っております。ただし、長寿命化改修、私どもの老朽化対策の基本的な考え方というのは、長寿命化改修を行って建物の延命化を図るというのが基本線でございますが、ただし、この長寿命化を行う場合、借地取得のめどが現在のところ立っておりませんので、令和15年度末の借地期限を延長せざるを得なくなるというふうな課題がございます。こうしたことなども踏まえまして、また、長年の懸案である借地の解消に向けて前進できる絶好の機会であるというふうな捉えがありますので、この機に第2庁舎については廃止をさせていただ

くという方向を出したものでございます。現在、第2庁舎については、11課、106名が勤務しております。

再編方針の3番、これは11ページになろうかと思いますが、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用でございます。この点、鳥取県と庁舎との共同設置・共同利用につきましては、鳥取県が今、糺町の県の西部総合事務所の建てかえ、機能拡張ということで新しい庁舎を計画なさっております、このタイミングと私どもの庁舎再編のタイミングがたまたま合ったということで協議をさせていただいて、この方法をとったものでございまして、県・市の類似業務を担う所属が近接して業務を行うことによって、県・市連携によって住民サービスの向上や新たなサービスの創造を展開するということを目指に、この整備を進めたいというふうに考えておりますが、これだけではなくて、実は新たな施設の整備面積、投資額等の抑制効果もございます。この建物については、目下、74名が利用させていただくような予定にしておりますが、この建物を市が単独で建てる場合には、恐らく整備面積が2割程度ふえるであろうと。機械室や共用部分というのを市で単独で整備する必要がありますので、建物の整備面積も恐らく2割程度ふえる、したがって、投資額についても2割程度ふえるのではないかとということで、現在のところ、予定投資額としては約8億円というふうに見込んでおりますが、単独整備の場合には10億近い投資が必要になる。この面でも、そういう投資を抑制するという効果もあるということに改めて考えたいと思います。

それと、鳥取県、米子市の連携による効果でございますが、現在のところ、公営住宅の情報提供や入居相談等を共同実施するようなことを考えております。それと、住民からの環境改善要望への柔軟な対応が図れるのではないかとというふうに思っております。それと、先ほども申しましたが、インフラ投資の効率化という面もございます。あとは、災害時や除雪における機能性の確保や向上ということも見込まれるのではないかとというふうに思います。あと、県税事務所を受け入れることによって、個人及び法人向けの総合的な税相談の窓口の設置なども検討できると。あと、職員の話でございますが、これは収納スキル向上のための合同研修等の開催も容易になるのではないかと、こういうような効果が見込まれるのではないかとというふうに思っております。

それと、他市の事例も参考までに御紹介をしておきたいと思いますが、まず、兵庫県と神戸市による法人関係の税の共同窓口設置というのがございます。これが令和元年の9月に実施をしておられますが、法人市民税の申告や届けの受理や給報異動届等の特別徴収関連書類の受理、償却資産等の申告の受理や県・市の税関連諸証明の発行等というのを共同事務で、窓口で行っておられます。

それと、秋田県と横手市のワンフロア化の実例がございます。秋田県と横手市も非常に積極的にこういう県・市連携を進めておられまして、経済分野、あるいは建設分野について庁舎を共同利用したり、あるいは共同化をするというような取り組みを進めておられます。

以上、残りについては記載のとおりだと思っていただいたら、皆さん御理解をいただいているものだと思って、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それと、最後の進捗状況でございますが、これ、繰り返しになりますが、再編の方針ごとに確認をしていきたいと思っております。

まず、1点目の本庁舎のあり方というところでございますが、特段の動きというのはございませんが、記載のとおり、昨年11月末に本庁舎の個別施設計画を策定いたしました。今年度、個別施設計画の策定しているものの中には、本庁舎、水鳥公園、それと文化ホール、それと、ふれあいの里がございますが、そのうちの本庁舎と水鳥公園には既に策定を終えたところでございます。改めまして、本年度策定予定のものがそろいましたら、皆さん方に御報告を一括でさせていただきたいというふうには思っておりますが、御承知のとおり、本庁舎東側の身体障がい者用駐車場整備も補助財源の確保のために必要でございますので、先行してこれをつくらせていただきました。

第2庁舎の廃止については特に動きはございません。

再編方針の3番、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用についてでございますが、鳥取県のほうで主導して事務を進めていただいております。PFIのアドバイザリー事業ですね。10月に一般競争入札を行いまして、一般財団法人日本不動産研究所が受注をされて、現在、PFIの実施方針及び要求水準書の作成を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、これはあくまで最短のスケジュールということで想定をしておりますが、今年度末に実施方針を公表、質問、回答という段取りを想定してございます。それと、事業者の選定委員会を、これを近いうちに立ち上げるということで、県・市の幹部職員が中心になって、こういうような委員会を設置する。あと、専門の見地から判断をできるような方も入っていただきますが、そういうような事業者の選定委員会を近々立ち上げるということで、米子市からも辻総務部長が参加する予定としております。

そうした中で、6月に債務負担の設定の議決を市議会のほうではお願いするような段取りになると思います。ただし、これは、実は事業者と鳥取県、米子市の三者で協定を交わす場合がございます、この三者協定という方式によらない場合も想定されておりますので、一応、三者で契約を締結するという、6月に債務負担の設定を行いたいというふうに思います。当然ながら、この債務負担の設定に当たっては、具体的な実施方針やそういうものが事前に示されることとなります。7月には特定事業の選定、入札の公示、公告というのを開始しまして、事業者募集は夏ごろになると思います。審査を経て、年内には事業者を仮選定、年が明けたころぐらいになりますが、基本協定、仮契約を行いまして、3月、年度内には本契約に持っていきたいというような大まかなスケジュールが県のほうから、今のところは示されています。本契約に当たりまして、三者契約の場合は議決が必要となりますので、その際にはまた詳しい資料を事前にお出しをして御審議をいただきたいと思っております。

令和2年度中のざっとしたスケジュールについては、ここまででございます。

それと、実は、これとは別に県・市協議会というのを設置を予定しております。県・市の部長、局長がこのメンバーになっておりまして、これは関係課長によるワーキンググループをつくりまして、具体的な事務連携や新たなサービス展開の協議を行うという、これを12月に設立の準備会を行いまして、これは年が明けて、ことしに入って早々にこうした県・市協議会を設置して、サービスの検討を始めていくというふうな段取りにしております。

続いて、再編方針の4番のふれあいの里でございます。実はこのふれあいの里、若干スケジュールのおくれが生じるのではないかと、まだ具体的におくれが生じてるわけではな

いですが、ひょっとしたらおくれが生じるような可能性もあるのかなというようなことも思っております。これ、ふれあいの里については、庁舎の再編によりまして、5課、60名の職員が本庁舎あるいは第2庁舎から事務室移転をするというような予定でおりますが、個別施設計画については、これ、予定どおり今年度中に策定をすることにしてしております。それと、具体的に改修の工事の内容、あるいは、いわゆるレイアウトですね、施設をどういうふうにするかというレイアウトの検討などを行うということで、公共施設等マネジメント戦略本部に専門部会を設置いたしました。まだ検討には着手できておりませんが、現在のところ、各それぞれの担当が、特に福祉政策課が中心になって、ふれあいの里でさまざまな事業を展開する米子市福祉協議会との協議を進めております。

それと、大きな改修もあわせてやりたいということで担当者、担当部局は考えておりますが、まだ築22年ということで、躯体についてはさほどダメージがないということで、このたびは設備改修をメインとするような改修内容ということで、個別に今詰めておるところでございます。

あとは、当然ながら、事務室として利用可能な範囲の確定と事務室レイアウトというのをこれは行わなければなりません、これについては、ざっと今年度中にお示しをしたいというふうに考えております。

再編方針の5番です。旧庁舎新館の廃止と跡地の多目的利用ということでございます。ここでは簡易な庁舎の建設というのを掲げておりますが、この件については、建設するかどうかについては、再編の全体的な進捗を見ながら判断をしたいというふうに思っております。既存建物の活用が十分になされれば、庁舎機能が確保できれば建設しなくてもいいのではないかと考えておりますが、これはちょっと全体的な再編をにらみながら判断をしていきたいと。できれば建設せずに、山陰歴史館の有効活用の面からも、建設せずに済むのであれば、そういう格好で向かいたいというように思います。

あと、旧ハローワークの取得でございましたが、これは財務局が令和2年度中に売り払いを実施するというで聞いておりました、財務局の売り払い方針の中でも、地方公共団体への売却というのが方針として掲げられておりますので、そのスケジュールに沿って進めてまいりたい。そうすると公共随契という手法になりますが、これについては予算の裏づけが必要になりますので、予算の確保をした時点で事務が開始されるというような段取りだというふうに思います。

あと、再編方針の6番、淀江庁舎については特段の動きはありません。

それと、下水道事務所についても特に動きはありませんが、担当課のほうで下水道事務所のあり方案、素案を今つくっております、近日中には改めてお示しができるのではないかと考えております。

あと、山陰歴史館、再編方針8番になりますが、施設機能の見直しということで、民間活力の活用というふうなことで方針を出しておりますが、方針に沿って検討を進めておりました、改めて、民間の活用を念頭に置いたサウンディング調査を今、どのようにやっていくのかというふうなところを詰めております。改めて、これについては担当課から御報告を予定しているところです。

以上、私のほうからですが、本庁舎の借地交渉の状況については、辻部長のほうから報告をさせたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 簡単に現在の状況をお知らせいたします。

ここの土地の持ち主でありますところの社長さん、それから息子さんであります取締役の方にお話をしに何度となく伺っております。ここ2年は特に取得に向けた交渉というのを、副市長にも一緒に行っていただきまして、お話をさせてもらっております。社長さん、そして息子さんにおかれましては、真摯に対応していただいております。我々米子市の考え方にも理解を示していただいております。ただ、先ほど塚田課長のほうからもありましたように、将来がなかなか見通せない中でありまして、その決断ということには至っていないということが現在の状況でございます。以上です。

また、全体を通しまして補足説明を副市長のほうからさせていただきたいと思っております。

**○伊澤副市長** では、私のほうから最後に一言だけ。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、担当のほうから御説明したとおりであります。この庁舎の問題、重ねて議場等でも御答弁申し上げておりますが、40年前に今の庁舎体制及び本庁舎の体制については、市議会の議論も経て決まっているものであります。この決定を、民主的な手続を経たものとして、我々はもちろん尊重していかなければならないと、このように考えております。

ただ、一方で、本庁舎自体については少し先になりますが、その先に60年の定期借地の終了ということも見据えながら、あるいは、建物の長寿命化をしようとするならば、一定の時期に適切な長寿命化のための大規模な改修をかける必要がある。その時期もおのずと迫ってくるということも頭の中に入れながら、将来の庁舎の再編をどう考えていくのかという、さまざまなパターンを頭に入れた上で議論を始める必要があるだろうということで、そういう思いでこの再編ビジョンをお示ししたところであります。

当然、まだ何が明確に決まっているということではございませんが、今、当面急いで考えなければならないのは、第2庁舎をどうするかということであります。第2庁舎につきましては、経年も相当たっておりますので、今、長寿命改修をするのか、あるいは、大きな課題であります耐震改修ができていないと、これをどう考えていくのかと。長寿命化耐震改修をするとなると相当の投資が発生しますが、一方で、その投資に見合う将来的な活用が本当にできるのか、あるいは、全てが借地ということについてどう考えていくのかという問題に向かい合っているということを御理解いただきたいと思います。その問題に対して、庁舎全体の再編も頭に入れながら向かい合っていくということが今の我々の当面の課題だろうと、このように考えております。

借地の問題につきましては、これは、本庁舎をこの場所を使っていくということになりますと、借地料を低減するということが当然であります。そもそもということですが、借地を取得するということが必要になってまいります。先ほど総務部長のほうからもお答えいたしました。何度となく私自身も足を運んで、市の考え方、そして、これまで貸していただいたことには感謝を申し上げながらも、ぜひ土地を買わせていただきたいということを強くお願いをしているところであります。ぜひこの交渉を成就させたいと思っております。これは当然相手があることですし、既に地主の方とは60年間の定期借地を

結んでおります。その契約を途中で変えるということでもありますので、当方からお願いに行くということにならざるを得ないということは御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

**○戸田委員長** そうしますと、当局のほうから、今の庁舎再編ビジョンの本編並びにダイジェスト版を使用していただきまして御説明をいただきました。今の借地問題等、いろいろと地権者等の交渉経過、並びにその状況等をお話いただきました。

それで、今、当局から説明いただきましたが、質問等がございましたら承りたいと思いますが、よろしいですか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 質問を何点かさせていただきたいと思いますが、この概要版で見れば本当によくわかります。1ページ目で、特に旧耐震基準の4施設、それから借地の割合等が、借地の問題、複合しております、その中でも、おっしゃいますように、第2庁舎がやっぱり本当に喫緊の課題なんだろうなというふうに思います。ここからすると、特に旧耐震基準というところを赤字で設定してありますけども、ここも本当に何とかしなきゃいけない。その中で旧庁舎の新館を廃止方針、それから、山陰歴史館はこれからちょっと検討に入っていくということですが、一つには、下水道事務所というのも、旧耐震基準のまだ調査も多分終わられてないと思うんですけども、ここについて、これもやっぱり本当に何とかしていかないと、職員もそこにいらっしゃいますし、何かあったとき、どおんと人の命がもうかかわってくることでありますから、それについても絶対的に何か方針をしっかりと立ててやらなきゃいかんだろうなというふうに、私、これ、ちょっと一応指摘はしておきたいと思います。これが1点。

それと、ちょっと今後資料をもしできれば提出していただきたいのが3点ありまして、お願いしたいのが、まずは中期財政見通し、これまでも出てるんですけど、中期財政見通しとの整合に関して、そういったところ、財政の、今回の再編のビジョンとどう整合していくのかということの資料を、まず1点、出していただきたいと。

それから2点目が、これが再編後の部、課の配置と、その職員の数がどうなっていくのかという、再編後の、何ていうんですか、ちょっともう一つ、今、この資料だけではわかりにくいので、その辺のイメージを教えてください。

それと3点目が、再編方針の推進に当たって、市役所のコンパクト化、同時並行でいかなきゃいけないということなんですが、実はあんまり、ここに関してはまだまだ議論不足でございまして、私、すごく着目しております。これについての、市役所のコンパクト化について、いろいろ、ペーパーレス化とかAI、RPAとか文字は出てるんですが、実際どうなっていくのか、全くそこが見えないというところもありますので、その再編後のシナリオとか再編後のイメージ、それから、再編に向けての、この市役所のコンパクト化についての工程表、これを、私、ぜひ提出していただきまして、本特別委員会のちょっと着目すべき点、私が特に思っている点ということで申し上げたいと思います。

いかがでしょうか、その資料と、それから最初の質問について、指摘について。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、下水道事業の話なんですが、先ほど担当の説明のほうでも少しだけ触れましたけども、御案内のとおり、下水道は事務所も含めた全体の下水道インフラ

について、やっとなストックマネジメント計画というのをつくりまして、全体の改修等をどの順番でどうやっているのかということを決めております。

実は、下水道事務所というのは単独で存在しているわけではございませんで、いわゆる中央ポンプ場、こちらから行きますと湊山公園の手前にありますけれども、中央ポンプ場の中に存在しております。したがって、中央ポンプ場をどうするのかということがテーマになっておりまして、今のところ中央ポンプ場につきましては、ストックマネジメント計画の中では廃止するという方向性、廃止するというのは、その場で改築ということも選択肢としてはあるんですけど、御案内のとおり、下水道の施設の特性上、運転しながら、つまり運用しながら改築しなきゃいけませんので、とめてしまうことができませんので、そうすると、あの近辺に適切な改築の場所がなかなか確保しづらい。最低限、同規模の用地が必要になります。そこには管をつなぐということが必要になってきますので、そうすると、あの近辺にそういった用地が確保できるかどうかというのはかなり難しい課題だということとなりますので、今のところ最右翼の方法だといって検討しておりますのは、中央ポンプ場を廃止して、現在中央ポンプ場で処理しているものをさらに管を延伸して、内浜処理場まで約2キロございしますが、管を延伸すると。もちろん、幹線の最も太い管になりますので、250とか300になるというような非常に太い管を掘っていくこととなりますので、それなりの工事費はかかってはまいります。一方で、中央ポンプ場を改築するとなると、これもこれで相当の経費がかかりますので、トータルコストとも見合いながら、今のところはそういったことで検討していると。

その中で、そうすると下水道事務所はどうするかということも、これ、あわせて今検討しております。幾つかの選択肢がございますので、選択肢も含めて、また検討経過は別途御報告、あるいは御審議いただきたいと思っております。

それから、資料につきましては、いずれも、今御指摘いただきました資料を改めて整理して、整えて御提供したいというふうに思います。以上です。

**○戸田委員長** いいですか。

**○岩崎委員** はい。

**○戸田委員長** じゃあ、今城委員。

**○今城委員** ちょっと根本的なことを一つ教えてください。

再編ビジョンの対象施設というところで一応上げてくださっているところに、今、岩崎委員さんがおっしゃったんですけども、まず、旧庁舎の新館はもう廃止ということで決まっていますので、これは耐震診断等は要らないですし、第2庁舎も、もう今の方針でいくと、耐震診断というのは要らないと思うんですが、今おっしゃったような形での下水道の事務所の耐震診断や、あと、山陰歴史館の耐震診断というのは、この考え方のベースからいうと、もう耐震診断をしないという形で考えていくということなのか、ちょっとその辺を教えてください。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、下水道事務所につきましては、先ほど申し上げたとおり、中央ポンプ場そのものでありまして、中央ポンプ場については廃止ということで考えております。もちろん、その間、耐震するということがありますけども、今のところはそういう方向でいきますので、耐震診断というところまではやらないということで考えております。

山陰歴史館につきましては、これはこれで山陰歴史館のあり方も含めて御議論いただく必要があるところではありますが、現在、御案内のとおり、市の文化財として指定されるものでありますので、文化財としての指定がある限りは、これは廃止という選択は、文化財として指定されたものを、この状態で廃止するということはないだろうというふうに考えております。そうなりますと、これをいかに保存、そして利活用できるのかどうかということが大きな課題になってくるというふうに考えております。

利活用する上では当然、耐震というものが必要になってまいります。先ほどの資料の中にもお示ししておりますが、旧耐震基準での耐震調査は1回やったことがありまして、一定の数値は出ておりますが、新耐震基準のもとでの耐震調査はしておりませんので、これはやる必要があるというふうに考えておりますので、これは当然、予算をお認めいただければということになります。新年度、令和2年度にでも実施する必要があるのではないかなと、このように考えているところであります。以上です。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** もう一つ教えてください。先ほど、3ページ目のところですか、再編方針の3番のところ、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用ということで、今の現状と動きも含めて、さまざま教えていただいたんですけども、私の教えていただいた中のイメージという感じになると、基本的に、ともにやっていける事業などは共同の事業として、しっかり手を取り合いながらやっていくというイメージなのかというふうに、御説明いただきながら思ったとこなんですけど、となると、非常に私のイメージを膨らませると、例えば西部広域行政管理組合で、それぞれの市町村がやるべき事務を共同でやることのほうが効率的であり、能率もよく、同じ基準で運用していけるといようなこともあって、そういうふうにやってくださっているところがあるんですけども、イメージとすれば、それが、同じレベルの市町村ではなく、県と米子市がっていようなイメージで私は受けてるんですけども、そういうイメージで今後進んでいくという考え方でいいというふうに私のイメージの中で判断させていただいていかなってというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今、御指摘をいただきました、県・市で共同設置ということで、県・市の類似する業務を担うところが一緒に集まって、お互いのメリットを生かしながら仕事をしていくということで、今、今城議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。それと、これはいわゆる垂直連携ということで、県・市ということでございますが、今城議員、今おっしゃったように、他市町村との連携というのもこれから非常に重要になってまいりますので、いろいろやっぱり業務の内容や、そういうものに応じて垂直連携や水平連携という、これに対して水平連携といいます。こういったものはこれからどんどん進めてまいりたい。また、これが全国的にやっぱり自治体のトレンドになっていくだろうというふうに思っております。今はまだ全国的にも例が少ない先駆的な取り組みということで、少し違和感をお感じになる方もあるかもしれませんが、職員にも非常に前向きな気持ちで取り組もうということで声かけをしておりますので、住民の皆さんにいい成果が残せるような取り組みにしていきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 じゃあ、要望ということで。

今、お話伺って、垂直だけではなくっていう、地域で連携ということになると、とてもいい方向性じゃないかなと思っているところです。今回、この委員会ももちろんですけど、今、議論してるのは庁舎をどうするかという問題ではあるんですけども、要するに、住民の皆さんにどういうサービスがしていけるのかというための箱をどうしましょうかということなので、どういうサービスをし、どういう皆さんに利益があるのかってところがしっかりと示してくださることが、だからこういう箱が必要ですよ、っていうようなことのほうが市民の皆さんにはわかりよいかもしいないなっていうふうに思いますので、まだ進み始めたところですけども、進んでいく間とかでそういうようなことも、我々もそうですけど、市民の皆さんにもお示しいただきながら進んでいけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○戸田委員長 ほかにございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 最初に、課長が盛んに説明された14ページの再編に向けた工程表の問題の中で、鳥取県西部総合事務所との連携事務の関係、これを言葉で述べられたけども、そういう内容はぜひ資料にして議会に提出してほしいだがん。なかなか記憶をとどめるというのは難しいんで、だからそういうのはぜひ資料として委員会に提出してもらいたい。

それから、先ほど、今、今城委員の言われたことで課長また言われたけども、本当にそういう、広域事務連携とか垂直事務連携という言葉を使って説明があったり、答えが出てくるけども、それを本当にやるなら、やるという前提の方針というものを、構想というものを議会に示してもらいたい。課長が言ったけん、あのとき説明しときましたけん、やったりましたという話のものが起きてくるようなことがあってはならない。市の方針としてやるならやるで、こういう方針でいきますというふうな、きちんとした行政文書にして、我々議会の側にも説明ができるような、受けとめることができるような内容にしてもらいたいというふうに、この2つ、注文をつける。

それと、この特別委員会が今後調査するに当たって大事なことは、1番目は本丸の本庁舎の問題。今、副市長からの説明もあったけれども、あるいは総務部長からも交渉経過の説明もあったけれども、どうなんですか。本当に真摯に対応していただいとるということはそうだろうと思うけども、本当に庁舎というものの土地の取得、この見通しは立てれるんですか、今までの交渉の中で。

なぜそういうことを聞くかという、22年で契約が切れるわけですよ。見通しが立たないということになってはいけませんよ。借地の上に庁舎を建てるということは考えてないということを今までも言ってこられたわけで、これは動かしでしょう。そうすると、22年で契約が切れるでしょう、60年契約が。そうすると、これが仮に取得ができないということになると、逆算していくと、建設協議に5年間は最低かかると思いますよ、鳥取庁舎がそうですから。用地取得に5年間ぐらいかかると、整備を含めて。その選定にまた5年がかかると。考えると、15年前にもうめどは立てなければ、その議論ができないし、方向性も見出せない。それができなければ、再度借地契約に入らざるを得ない。こんな流れって想定できるわけです。

そういうことから考えると、幾ら遅くても、今、令和2年なんだけども、あと5年ぐらいの先には目鼻をつけてかからないけない。この決断が迫られると私は思っとる。そのことをどう判断されるかということ。相手があることだ、相手があることだけでは譲れないというものですよ。僕はここをどういうふうに、実際に交渉されて、そういう状況を判断をして、どう瀬踏みをされるのか。これ自身が我々に対しての答えとして示していただかないと、この庁舎特別委員会の流れができてこない。これをどういうふうな形でいつごろまでに見通しを立ててもらえるのか、ここだと思っただけど、その辺の認識はどうなんですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 遠藤議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。あと、令和22年度末であります、60年の定期借地、本庁舎、これの期限が切れます。あえて言えば、だから今、議論を始めるということだというふうに要は御理解いただきたいですし、それを共通の認識としていただきたいと思っております。

当然、本庁舎を、まだ築37年を過ぎましたけれども、でありますので、おおむね40年程度で大規模改修を入れるというのが常識的なことですので、そろそろ大規模改修するんだったらその準備もしなければならぬということでもありますし、今、遠藤議員からおっしゃったとおりでありまして、本当にどうするのか、借地交渉の観点からも、もうそろそろ議論を始めなければいけない時期だと。喫緊の課題は第2庁舎であります、本庁舎についてもそういう時期が来るというスケジュール感のもとで、あえてこの庁舎ビジョンをお出しして、議論を始めていただくということに踏み出したということでもあります。

したがって、そういったスケジュール感のもとで、わかりやすく言いますと、10年、20年先に売っていただくということでは多分いかんだろうというふうに思います。売っていただけるかどうかという見きわめ、あるいは判断を、一定というのは、今現在は、これは議場でもお答えしましたが、明確にいつということは交渉の中では申し上げてはおりませんが、一定のスケジュール感、期限のもとで判断を、お決めいただくということも今後求めていく必要があるだろうというふうに考えておりまして、そういう流れ、あるいは、そういったスケジュール感についても、これは交渉の中で地権者お二人にはお話をしております。

したがって、一定の期間の中で答えを求めて、その答えに基づいて次のステップを考えていくということが、これは必要だろうと、このように考えておりますので、その考え方で交渉を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは深掘りはまだできないけれども、僕は庁舎の建設に当たって、米子市だけだと思うんですよ、事務方だけで、あるいは庁内だけで検討していくなんていうやり方は。鳥取にしても、位置をどうするかとあって、住民投票までが起った。大きな騒ぎになった。他市なんか見てみない、大体市民参加で、企画、構想の段階から、位置のところを含めて、どうするかというのは市民の皆さんの意見を募りながら計画を進めていくというのが一般的なんです。米子市の場合は、それは自分たちが決めてから、後から皆さん方の、市民の声が必要なら聞きますという話。僕はこのスタンスは変えてもらいたいと思う。

なぜかという、これ、100%市民の税金を使うんですよ。借金なんです、これ。誰のための館かということなんです。自分たちが仕事をする場所だから自分たちが決めるんだという、そんな発想はやめてほしい。なぜかという、この本庁舎がなぜ借地の上に建って、こういう大きな債務を抱えたのか、それは庁内だけで検討したからですよ。市民の声を聞いていなかったんだ、当時。市政50周年記念事業で、議会と庁舎の幹部が物を判断して決めたのが、ここに庁舎が建った。これが市民の皆さんの意見が入ってごらんない。何で借地の上に庁舎を建てるかという、当時大きな問題になったと思いますよ。僕はそういう歴史の反省を含めて、この庁舎建設に当たっては、まず、企画、構想の段階から市民の意見を募る、そういうプロセスをきちんと確立してもらいたい。そのことを強く、これは、今後、委員会の議論になってくると思うけども、指摘して要望しときますよ。

それともう1点は、第2庁舎の扱いの問題です。確かに16年で期限が切れる。そうしたら、再度借地契約を20年間やるのかという問題がかかってくるでしょう。だから緊急性がある。財政的な問題もあるんです。私はそういうところから考えると、この第2庁舎だけの旧新館のところに簡易的な建物を建てるという、3億円かかるような発想はやめて、将来庁舎を建てたときに、その第2庁舎を代替する建物をどう糾合していくかという計画の中に含めていくべきだと思う。

つまり私は、新館のところに建てるのがいいなのか、どこに建てればいいのかというのはわかりませんよ、それは検討してもらわないけん、お互いに検討していかないけん。建てることについては僕はいいと思う、方向として。そげせんかったら、さらに600万の20年間の借地料を払わないけんという問題が出てきますから。それはそれでいい。ただ、問題は、それは単に建てて、3億円で簡易なものにして、後からめぎゃあいいがなど、こんな発想では僕はいけないと思いますよ。市民の税金で一旦投資をしたものが、簡易で安いものであればめいでもいいがな、だから、それをつくればいいがなと、こんな発想は僕はやめてほしい。そうじゃなくて、本庁舎を建てたときに、その建てた建物が何か将来的に糾合できる形のものにして建てて、その中には下水道事務所も併合させるという構想だって僕は入ると思うんです。そうすれば無駄がなくなる。だから、そういうような私は検討を、第2庁舎の場合、新館を建てる場合を含めて、複合的な考え方で建ててほしい。庁舎を建てたときは、それが糾合できる。生かされる、壊すんじゃないし、にという使い方が私は出てくると思いますよ。だけん、本庁舎に全部入れるという構想でいくのか、それとも、今言った、新館の分、建った分と下水道の事務の入った、複合的なそういう代替施設のものの中で、ある程度のをそこに張りつけるのか、ということの検討をすれば、それは使えるわけだ。だから、3億円で、簡易なもので、あとはめぎゃあいいがなというような発想は、これ、謹んでもらいたい、計画は載せないでもらいたい、そういうことがあると思っております。

それともう一つは、これだけの多くの対象施設の概要が書かれてますけど、僕は公共施設の総合管理計画などの絡みも含めて、これ、今のようレベルの判断だけでいいんでしょうかね。例えば山陰歴史館の問題なんか、今、副市長は、市の文化財としてのままでおいて解体ということはできないということだったけん、だったら文化財で進むべきなのか、解体すべきなのか、僕は検討すべきだと思うんです、前から言ってるように。だ

から、それは庁舎の中だけで判断するんじゃないし、あるいは文化財審議会というようなレベルの問題じゃないし、市民に問うべきなんですよ、こういうことは。

野坂市長も伊木市長も、こういう問題について市民から意見を募るということを全くしない。境港市の中村さんなんかは、水木ロード会館、市民の意見を募ってどうするかというところで検討に入っとるでしょう。鳥取だって庁舎が建つ中で、鳥取市は市民の意見を募っとるでしょう。私はこういう市の山陰歴史館の問題なんかは、そういう市民の皆さんにとって文化財としてこれからも継続すべきでしょうかとか、解体してもいいでしょうかとか、きちっと市民の意見を問うたらどうかと思うよ。なぜそんな手法がとれないか。だって、5,000万や3,000万の話じゃないでしょう、これ改修するのに。今までも例が出て、15億近くかかるという話も出たこともあるですよ。10億も何かあったんですけど、6億もあったんですけど。それだけの巨額の税金を使うのに、本当にこのまま継続していいんですか、どうですかと信を問うべきじゃないか、市民の皆さんに。それをしないで、民間を入れますとか、改修をしますとかという、そういうようなことで物事を何か見えないような状況にしてしまうというのは、僕は本当にけしからんと思っとる。

だけん、そういうことも含めると、全体的に、ふれあいの里なんだから、これ、老人福祉センター廃止すると出とるけども、方針が。本当に民間の皆さんの、市民の皆さんの活動拠点にもなっとるわけで、そういうのもやめてしまうんだと。そういうことを考えると、市民の皆さんの意見を募るとい、そのプロセスを、全体的に僕は対象施設に対しては考えていくべきじゃないですか、スタンスとして。その結果、どうするかというふうに僕は持っていきたいと思えますよ。そのことが全くこの計画の中の考えの中には欠けとるといいうことがありますので、それらを含めて、再度検討を求めておきたいと。特に委員会の中で審査するに当たっては、議会と当局の皆さんだけで全てを決めてしまうというやり方がいいのかどうなのか。この施設に関しては特に深いかわりがあると思えますよ、市民の皆さんにとっては。そういうことも含めて検討を求めておきたいと、こういうふうに思うんですね。何か意見があったら聞かせてください。

**○戸田委員長** 市民意見の反映の場をというふうな。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これは議場でお答えしたことがあったような気もしておりますが、これは市民の声を聞かないというふうに決めてるといことはございません。むしろ聞くべきだろうというふうに考えております。ただ、市民の意見を聞くにしても、より具体的なプランといいましょうか、経費のことも含めてだと思っております。

今、議員がお触れになりました、山陰歴史館についてもそうでありますし、ふれあいの里もそうであります。例えば山陰歴史館についても、今現在は市の文化財として指定されているものでありますので、文化財として使っていくということが基本になりますが、ただ、それに対してどの程度のコストがかかるのか。さらには当然、活用という部分も関心が強いわけありますので、市民の皆さんは。コストに対してどの程度の有効活用が本当にできるのかということをお示しする必要がありますと思っております。

そのことを取りまとめた後に、議会、そして市民の皆さんに御議論をいただく、御意見を聞くということが出てくるんだろうと思っております。ただ、そのためにも、先ほど触れましたが、まだできていない新耐震の耐震診断はする必要がございますし、そうしない

と改修の経費が算定できません。

それから、活用の部分については、これは公共施設として使っていくという狭い範囲では限界がありますので、民間での活用も含めた幅広の活用プランにどんなものがあるだろうかと。これは民間の皆様方のお知恵もお聞かせいただく必要があるということで、先ほど担当のほうも御説明しましたが、サウンディング調査という形になりますけども、あの建物や土地を使ってどんな利活用が、アイデアがあるでしょうかといったことをお聞かせいただく。当然、それにはどの程度それにコストがかかるのかということもあわせてお聞かせいただくことになるというふうに思っております。

そういったようなものを取りまとめた上で、こういう利活用で残していればこれぐらいのコストはかかりますということを取りまとめた上で、我々議会において御議論をいただく。あるいは市民の皆さんにおいても、その時点で、必要に応じて意見を聞いていくということが出てくるステップだろうと思っております。ふれあいの里も同じだろうと思っております。

本庁舎の問題につきましては、当然、本庁舎の場所を移すということであれば、大規模な議論、当然、鳥取市も、改めて申し上げるまでもありませんが、本庁舎の場所を動かすということがあったから大きな議論になったわけでありまして。現在は、当面この場所を動かさないということを基本に考えておりますので、そのことは今はやっていないということでございます。当然、遠藤議員がおっしゃったみたいに、第2庁舎のあり方も、将来的にそのことに影響するのではないかとということだとは思いますが、そのこと自体は否定いたしません。現在、我々が考えてるのは、これも議場でもお答えいたしました。日と同じくして建築の計画が進んでいる西部総合事務所の新棟という、その建築計画に共同参画することで大幅なコストダウンが見込まれるということ。あるいは将来的にも、その施設が県・市において有効活用されるということが想定されるということから、今回の機会を生かして、庁舎の共同整備ということに踏み出したいということ、御提案といたしましょうか、申し上げたということでありまして。

したがって、本庁舎という問題を、実際、本庁舎の移転ということに踏み出すということになれば、全市民の議論が必要だと、このように考えております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長、ここで互い違いの議論をしようとは思ってないけど。僕は第2庁舎の議論というのは、副市長が説明された、糀町事務所、県・市の共同事業の関係とマッチしてないですよ、中身が。第2庁舎に入ると何人だったかな、5課100人だったかな、それが全部糀町事務所に行くから県と連携して新しい事務所をつくるんですよというなら話はわかりますよ。都市整備部だけでしょう、5課か、行くのは。糀町事務所。第2庁舎に入ると経済部を含めた皆さん方は行かないですよ。全く別の問題なんですよ、これは。あなたのおっしゃってる第2庁舎の問題と糀町の事務所の問題について、非常に合理性、効果があると言われるが、そこに、第2庁舎の、あそこの建物を壊して、そこにおる人たちが行き場がないから、県と一緒に連携事業で合同庁舎をつくるんですよというならまだわかる。

その第2庁舎に入ってる経済部なんかの皆さん方は、新館で、3億円のほうで旧庁舎新庁舎か、あそこに建てかえてやりますよという方向を持っておられるでしょう。都

市整備部だけでしょう、行くのは。都市整備部はもともと本庁舎におるもんじゃないですか。どこに合理性がありますか。僕はそれは前から矛盾を感じてるんです、あなたが今説明されたけど。だけん、そういうこともあるんで、僕は庁舎特別委員会で深掘りしていかないけんとは思いますが、僕ちょっとそれは説明が、反省されたほうがいいと思いますよ、ということがあります。

それと、県西部総合事務所の関係の絡みなんですけども、これは委員会の中で議論する材料として出してもらいたいんですけども、この県・市の連携事務というのはどういう事務仕事として法規定ではなっとるんですかね、これ。どういう法規定でこういうことになるようになってるんですか。以前の地方自治法にはなかったような気がするんですけど、最近、地方自治法が変わったんですか。だけん、そういうところも含めて、こういう事務規定がどうなってるのか、法的に。そういうものの資料も提出してもらいたい。

**○戸田委員長** 確認ですけど、先ほどからありますように、県との共同事業化についての今の考え方、それと、市の方針ということ資料提出、文書化願いたいということをおられますので、この分を議会についての考え方の中で創出していきたいというふうに考え方を今言っておられますが、その辺のところを当局、どのように対応されるのか、その辺、当局から。

塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 御要望いただいた市の考え方につきましては、これから県・市協議会も開きまして、県・市でこういう事務的な細かい部分の調整にも入りますので、それを踏まえながら情報提供したい。最終的には市の考え方としてまとめたものを改めてお示しをしたいというふうに思っております。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、実務面での話を担当課長いたしましたけど、遠藤議員がおっしゃってるのは多分、市としての基本方針ですね。もちろん、そういった県・市の合同庁舎、共同利用庁舎の話は当然その中に含まれるわけでありまして、そもそもの市の方針というもののや、それから県とのやりとりの取り組みの流れといったものをきちんと紙で出してほしいという御要請だと思いますので、それはしっかり対応させていただきたいと思っております。

それから、先ほどあった県・市の連携のことで、最近、法改正があったかという話でありますけど、当然、法改正があった部分と行政的な大きな流れで出てきてる部分、2つございます。これも資料でまたお示ししたいと思いますけども、法改正については、ちょっと済みません、きょうは手元に資料を持ってきてませんが、済みません、うろ覚えなんで正確じゃないかと思っておりますが、平成25年ごろだったと思っておりますが、これは地方自治法が改正されておまして、従来の西部行政管理組合などの、いわゆる一部事務組合と呼ばれるようなものですか、行政の壁を超えて連携できるやり方が幾つかあったんですけど、それでは非常にコストがかかったり迅速な意思決定ができなくて、実際の連携が柔軟にできないという現場の声もあって、新たな方法として、業務の共同実施、それから連携協定による実施、それから代執行といいまして、ある意味、他の自治体の仕事を他の自治体がかわって行うというようなやり方、大まかに分けて、この3つといったようなもの、さらには、既存の制度がさらに柔軟に使えるような法改正が行われております。

それはなぜかという、これは長くなるので簡単に申し上げますが、国においては、現

在、2040年問題というのが大きなテーマとして議論されております。2040年というのは何かというと、我が国において高齢化がピークに達し、人口が最も高齢化率が高くなると。逆に言うと、生産年齢人口が最少になる時期の想定が2040年と言われております。その時期にどうやって、生産年齢人口ということは、要は納税人口が減るということでありますので、それに合わせて、行政をいかにスリム化していくかという、これが大きな実は今のテーマでありまして、米子市も当然その中で、これからの行政体制を考えていく必要があるということでもあります。

そのためには、従来の、いわゆる縦割り、横割り、垂直連携、水平連携という話がありましたが、その行政体制をそのままやっていたのではコストに限界があるということから、垂直、国、県、市町村といういわゆる縦割り、それから各自治体、市町村ごとの横割り、これをいかに超えて行政体制をつくっていくかというのが求められている。これは国の方針、そして総務省からも、そういったことに取り組むような必要があるということがたび重ねて示されておりますし、我々もその認識でいるということでもあります。いずれにいたしましても、そういった関連資料をお示ししたいと思います。以上です。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 幾つかの点では、今、遠藤議員が言われたことと私も共感できる部分もあって、個別には、例えば山陰歴史館なんかは本当に市の文化指定をされたままの状態がいいのかどうなのか、そういった個別の問題もあります。これもぜひやっていただきたいんですけど、この当委員会の、さっき遠藤さんからありましたけども、本丸はやっぱり本庁舎の問題が、最近これが出て以降は特に市民から注目されているという現状を踏まえて、本編と、それから、きょう、つくっていただいた資料ですね、わかりやすさでいえば概要版としてわかりやすいんですけど、それこそ先ほど来説明があったように、要は、この本庁舎の耐用年数がまだまだ残っているという事実と、契約を含めて。それから一方で、第2庁舎が喫緊の対応が求められるという現状のところからこの中期ビジョンというか、このものができ上がっていると思うんですけど、背景として。

お願いしたいのは、先ほど来出てる本丸の部分としての、これは全体のふれあいの里やいろんな施設設備が書いてあるものなので、本庁舎と、それから第2庁舎との喫緊の対応として、今現在、焦点が当たつる部分についての資料として、やっぱりもう少しちょっと整理して、わかりやすい、要は示した考え方の中で、当面の取り組みの部分をもっと抽出するというか、わかりやすい資料をぜひつくっていただきたい。やっぱり市民のほうに説明が必要じゃないかということも、どう市民の判断をという話も先ほど出ましたけども、市民に伝える際に、中には個別の数字も含めて、ちゃんと論理的裏づけを説明するということも必要ですけど、一方では、論点にするときにわかりやすさが必要なので、そういった部分をぜひお願いしたいと。先ほど来出てる資料に配慮して、そういったつくりをしていただいても結構ですし、そういった資料をつくっていただければと私も思います。

もう1点は、議会のほうもこれを受けて特別委員会を設置したわけですがけれども、我々の任期はもうあと2年ちょっとぐらいの任期になってるんですね。それで、そうなってくると、もうこの当委員会の、特別委員会の性格からいくと、我々の任期中に一定程度の考え方を最低でも示すという流れの中で起きるわけですから、先ほど出ている借地問題を、地権者との交渉において、それこそ相手がある契約になっているものですから、具体的な

年限の切り方というのもいろんな考え方があるかもしれませんが、買い取りということを目標にして交渉していくということであれば、ある一定程度期限を切ったような交渉をしないと、私はやっぱりだめだと思うんですよ。

そうしないと、遠藤さんのほうからもありましたけど、買い取れなかったときに、じゃあどういふ展開をするのかということ、別な対象施設の立地地なのか、いろんな候補地を選定するだとかということ、かなりの作業の期間をその後食うので、交渉にやっぱり一定程度の期限というのが見えてこない、交渉としてはきちっとしたものにならないと思うので、どの時点までにどのくらい、どの程度の、例えば、考え方としてきちっとしたものが示せるのかということの目標設定を、我々もさっき言ったように、任期中にということでもあるので、やっぱり余り長い期間設定ではない交渉の期間設定というのを持って交渉に臨んでいただきたいと私は思うんですけど、いかがですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほどもお答えしたとおりでありまして、期限の設定が必要だということはそのとおりだというふうに考えております。

次をどう考えるのか。今、中田議員から御指摘があつて、議員の任期ということがありました。確かにそうかなと思つてお聞きをしておりました。当然、議員の任期を期限にすることではないという御指摘だと思いますので、その結果を含めて、議論ができる余地を残して、そして、その余地を確保した上で期限を設定するというふうになれば、そんなに長い期限ということにはならないんだろうと思つております。今、これまで、いつを期限というのは当分は申し上げられませんが、この辺につきましては、今の御指摘も踏まえて、あるいは、これから市議会でなり、この特別委員会での御議論も踏まえながら、適切な期限、相手があることですので目標というふうになるかもしれませんが、その目標を相手にお示ししながら交渉するという意味での交渉の期限についても具体的に考えたらと、このように思います。以上です。

**○中田委員** はい、お願いします。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

**○又野委員** 今後、庁舎再編に向けて、先ほどから話がありますけれども、借地問題、これも市民の皆さん、すごい関心があるところですが、聞いてみると、借地問題の解消もですが、庁舎、やっぱり同じような近いところにあつたほうがいいというのは当然の意見なわけですね。職員の方にもそうやはり思われる方も多いわけですし、前に議会とかでもだつたと思うんですが、市長も将来的にはですけど、理想としては一つにまとめたほうがいいというような話があつたと思つたけれども、中期展望なんであれですけども、全部分かれてしまうような計画ばかりのような気がしまして、将来的に一つに本当にやっていくのかどうなのかというの、全くここからでは見えてこない。一応、市長はそういうふうにしたと私、記憶してるんですけども、それはどうなってるのかなというのが一つと、遠藤委員も言われたんですけども、第2庁舎、これも喫緊の課題ということですのでどうにかしないといけない。

それで、ちょうど西部総合事務所が建てかえられるということなんですけども、それを言うのであれば、ちょうど旧庁舎新館も、そこも廃止して、とりあえず簡易的なものをつ

くるという話ですけども、それであれば、ちょうどそういうようなタイミングが、旧庁舎新館も廃止するのであれば、やっぱりそこをしっかりとしたものをつくってまとめてもいいのではないかなと。本庁舎を基本的には借地解消して、できるだけそこで残していきたいというのであれば、最終的にそこで新庁舎ができた場合、一体として旧庁舎に新館の部分をできると思いますので、そんなに離れることもなく、市民の皆さんにも不便をかけるようなこともなくなるんじゃないかなと思いますので、そこら辺も、そうしたらどうなるのかということもちょっと検討というか、シナリオみたいなものを書いていただけたらなとは思っています。

それと、一つ確認ですけれども、ハローワーク取得して、そこに外郭団体が行くんですけど、ハローワークのほうはどれぐらいもつのかとか、どれくらいたつて、耐震構造になってるのかとか、そこの辺ちょっと確認ができたらと。そこも結局、近い将来また廃止するような話になったら、それも考えないといけなくなりますので、そこら辺わかるようにした上で考えていきたいと思いますので、その辺も明らかにしていただけたらなと思います。

それと、ちょっと細かいことになるんですけども、第2庁舎廃止のところ、シナリオのところなんですけれども、行政窓口サービスセンター、将来的に廃止する方向でって書いてあるんですけども、ただ、下のほうで、利用状況の推移等を見きわめながら検討を続けますとありますので、はっきりと廃止っていうよりは、単純に、この利用状況の推移等を見きわめながら検討を続けますというようなことにまとめてもらったほうが、その検討しながら廃止するかどうかということをやっていただければと思いますので、この書き方をもしあれだったら変えていただければなと思っております。以上ですけども、何か。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 後ほどハローワークのことは担当課長からお答えいたしますが、まず、第2庁舎を、この部分を旧庁舎の新館部分で整備したらどうかということではありますが、これは我々もそういった発想を持たなかったわけではありませんが、そのことを具体的に検討資料に載せなかったのは理由がありまして、一つは、あそこに第2庁舎の機能としてふさわしいようなものをした場合、大きな問題になるのが駐車場の問題があります。もちろん、今の本庁舎の場所にとめて国道を渡っていけばいいじゃないかという議論もありますけども、非常にこれは利便性がよくない。現在は、一応道を挟んでおりますけど、脇道といいましょうか、さほど交通量がないんでありますが、非常に交通量の多い、幅の広い国道の向こう側にそういった庁舎をつくるというのは、住民サービスの点でいかなものかなというふうに考えたということと、面積も非常に限られておりますし、そして、旧庁舎旧館ですね、山陰歴史館との整合性といったことを考えたときに、あそこに大規模な庁舎を建築するということは、あえて言いますと、本庁舎の買い取りが確定すればまた別かもしれませんが、それを決め打ちして選択肢にするのは今の時点ではないんだと、このように考えて採用していないということは御理解いただきたいと思います。

あと、最終的に庁舎を集約させればという話は、確かに市長もそのようなことを申し上げたと思います。当然、そういうお声もあるんだろうと思っておりますし、そういうお声があるのであれば、少し先になりますけど、そういったことも念頭に入れて整備を進めて

いく必要があると思っております。一方で、(聞き取れず) 通信技術とか、それから、先ほど来申し上げております、これも具体的資料をまた改めてお出しすることになります、ICTを活用した事務体制。もっとわかりやすく言いますと、市民の方が今のように頻繁に市役所に来なければならないような形から行政が大きく変わっていく。自宅から、あるいは手元のスマートフォンからさまざまな手続きができるようになると、こういったようなことを当然狙っていきますし、国も進めていこうとしています。

そういった、大きな行政体制の変化が起きたときに、果たして従来の庁舎というような考え方が必要かどうかと。あるいはオフィス面積も、今、何割減るといえるものでは申し上げられませんが、バックヤードの紙の保存場所も含めて、大幅に縮小してくるという可能性がります。そういったさまざまな状況変化を見定めながら、できるところは集約していく。あるいは、少なくとも機能面で市民の皆さんの御迷惑にならない、むしろ市民のサービスを向上させるような行政体制を目指していくという意味での集約化は進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 私のほうは、そうしますと、本庁舎のことで少し補足と、それとハローワークについてお答えをいたします。

本庁舎でございますが、基本的に、将来的には一つの大きなものとしてということで、市長も議場で申し上げてはおりますが、こういう普通品質の建物、鉄筋コンクリート造の建物の場合、一般的に物理的な耐用年数というのは50年から80年というふうに言われております。それで、実は長寿命化改修については、おおむね45年程度までに済ませば、これから30年程度、そういう物理的な耐用年数が延ばせるというのが一般的な効果ということで想定をしております。そういうことを考えれば、本庁舎については今、築36年でございますので、おおむね10年程度の中で長寿命化改修をするというのが理想的であるというふうに今考えております。

そうしますと、今から試算しますと、大方50年程度はこの庁舎を使用することができると思いますので、将来的に建てかえて大きなものということになっても、50年先の話になるかということになります。あるいは、庁舎の敷地買い取りのめどが立たないという場合には、これ非常に早い時期で、そういう庁舎機能の再統合というのを検討する機会もあるのかなと、こういうように考えております。

それとハローワークでございますが、これ、いろいろな経過については、これまでも御説明を申し上げておまして、市としても取得に向けて動いております。それで、実は取得費としてはおおむね2,000万程度、その後、取得してから2,500万程度の改修、都合4,500万程度ということで投資をしようというふうに今考えてはおるところでございますが、正確な建築年は、済みません、失念いたしました。新耐震の建物でございまして、今後、おおむね30年程度はまず確実に使用ができるというふうに考えておまして、投資コストの面からも非常に有利な、経済性が認められるというふうに考えておまして、これは、もうハローワークの取得については、ぜひとも進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○又野委員** はい。

○戸田委員長 西川委員。

○西川委員 いいですか。皆さん方の意見を聞いた中で、私としては、第2庁舎の問題からふれあいの里、そして糶町の県・市の問題。しかし、あれですね、今ちょっと悩ましいっていうのですか、もし、本庁のここが買い取りができて、この分散が何か固定化されるような気がするんですよ、ずっと。固定化されないっっちゃうのですか、先ほど言った、やはり同じもんなら、一つの庁舎っっちゃうのは本来があるべき姿で、私としてはこれが一番ベストじゃないかなと思ってるわけなんです。その中で分散化の固定化がずっと続くようなやり方が、さていいのか。例えば買い取りができて、この庁舎の中でみんな集まることができるのか、それは無理としてでも、それを今度はどうするのかという、ちょっと将来展望が若干見えづらいので、非常に悩ましいなと今思ってるのかなんです。

これについて何か。本当に先ほど副市長が言った、コンパクト化される、将来は、ある面じゃ集約化も可能だという御意見も聞いたわけなんですけども、それが本当に今の状態で可能なのか。分散化は本当に市民のためにいいのか。第2庁舎も、近くだったからこそ、経済部の関係も含めてでも、そんなに今までの業務上にそんな支障があったのかといえ、そんなになかったというふうに私は感じてるんだけど、ふれあいの里にきてそれを持って行って、それがどうなのか。ICT化でそういうのを補っていくとか、いろんな御意見をお聞きしたわけなんですけども、それは本当に可能なのか。ちょっとその悩ましさが今の出てきた案にあるのではないかなと私は感じてるところです。何かあればまたお聞きしたいんですけども、それについて。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 市役所の集合化といいたいでしょうか、ということでの御質問だと思います。できる限り集合化すべきということ、第1目標とすると、現位置でそれがすぐにできるかと言われれば、それはできません。これはもうはっきり申し上げます。特に、ふれあいの里に今展開している福祉、それも、どちらかという対人ですね。人が実際にやってきて、人と人が相談するとか、そういったような、これは機械ではできませんので、遠い将来はわかりませんが、機械ではできませんので。そういった対人関係業務なんかも含めて、全て市役所の中に集合するということになると、遠い将来はわかりませんが、当面はその辺を包含できる規模の庁舎に建てかえないとできない。あるいは、この庁舎の、例えば駐車場の部分にでも、別棟でも建てなければできない。ただ、そのときに問題になるのは当然、じゃあ駐車場はどうするんだ、こういう問題が起きてまいります。そういった一定の制限といえますか、制約のもとで我々は考えているということでもあります。

したがって、当然、どの程度ICT化でオフィス面積が削減できるのかと、あるいは、具体的に言うと、職員数の数も減らしていくことに当然なりますので、減っていくこととなりますので、オフィス面積が減らせるのかということについては、これは正直、今の時点で見積もることは非常に難しいと思っておりますが、私自身は相当な規模で減っていくんだろうというふうに思っておりますが、具体的なそれを数値でお示しすることはできません。

結論は、当面は現状の、分散というものを前提とした議論というのはさせていただかなければいけないのかと。それを今、議員は固定化というふうにおっしゃいましたが、今もそうなっているということとあわせて、その中で住民サービスを向上するために、今、ふ

れあいの里で考えているのは、縁もゆかりもないものをふれあいの里に持っていくのではなくて、例えば教育委員会とか、これは、こども総合相談窓口なんかを今持っていつてますので、子どものことは全てふれあいの里で、もちろん、あらゆるケースが全て完結するとは言いませんけども、相談関係とか福祉関係については、子ども系は全てふれあいの里で完結するといったような体制に持っていくと。今、本庁とつなぎになってるものもあります。保育所の関係なんかは本庁でやっておりますので、そういったようなものを含めて、全てふれあいの里に持っていくということで住民サービスを向上する。あるいは、これも御議論があるとは思いますが、県・市で手分けしている土木インフラの整備は全て糺町のほうで完結するといった体制を考えておる、こういった体制を今は考えているところがあります。以上です。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○西川委員** はい。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 先ほどのハローワークの建築年でございますが、昭和57年ということでございましたので、そういうことでお願いいたします。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長、僕はずっと議論聞いてって、今、課長が言ったことを聞いて、本庁の耐震化をすれば、50年先で庁舎全体を統合する話がなんて話が出るけど、そんな話、本当にあるのか、紙面の中に。そうじゃないでしょう。移転について、ことしから移転先の調査もしますよとこの報告書に上がるとでしょう。耐震したら50年先ですわ、だから、市長が言ったように、全体の庁舎の窓口を統合するのはそういうことにもなりますわと、そんな架空の議論を我々は聞いとるわけではないんですよ。僕、今、又野さんが言ったことに対する答えの中にそういう言葉が見えたんですけどね。そんな議論じゃないと思うんだ、僕らが求めとるものは。

私は住民サービスの向上を図るといふことは、どういうふうなことを言っとられるか知りませんが、分散じゃないと思いますよ。統合ですよ。江府町、ほどなく新庁舎つきますよね。この間、白石さん語っていましたが、テレビで。実際出先をみんな含めてまとめますと、今度は。これが本来の姿じゃないですか、庁舎を再編するというの。私はその観点を基本にしながら物事を語っていくような形にさせていただかないと、市民の皆さんとずれが出てくると思うんですよ、私は。それが1点、今の話聞いてって。

それと、県税事務所を何で市役所の中に入れられないんですか。加茂町と糺町でどれだけの誤差が出るんですか、不都合が。そんなことまでして庁舎全体の機能を分担するようなやり方なんていうのが本当に正しいんでしょうか。そういうものを僕は委員会から議論していこうと思っているけれども。本来なら1つの館の中に全ての窓口を糾合していき、そこに住民サービスというものをつなげていくというのが本来の姿だと思いますよ。20年間分散させていくんだというのが住民サービスになるとは私は思っていない。なぜそういう方向が出るのか、なぜ分散しなきゃならないのか、そのことももっと考えてもらいたいと思うんですよ。

また、第2庁舎の問題をもう一回繰り返すようだけど、第2庁舎の問題と糺町事務所も全然マッチングしてないですよ、これも。第2庁舎における者を全部糺町事務所に入れるか

ら糶町事務所と連携するんだったらまだわかるんですよ。私はその辺のところの認識というのは市民のほうから見たら物すごいずれがあると思うんです。そういう点で、基本的な問題としての考え方というのがもう少し整理してもらいたい、これから。

もう一つお願いしておきたいと思うんだけど、この庁舎の議論をした中で、市長が言っておられたのは、20年間耐えなきゃならないと、連立方程式だというような言葉を使って説明しておられるけども、20年間耐えなきゃならないというものの中身は何なのかということを示してもらいたいと思う。20年間分散することが20年間耐えることなのか、行財政の問題を含めてですよ。20年間という中の耐えなきゃならない理由というのは何なのか、鮮明になってないです、この庁舎建設の場合。例えば、今後20年間に、逆に言えば、どういう大事業が発生するのか、そのための財政対応をどうするのかという、そういう方針を逆に示してもらいたい。

例えばクリーンセンターね、これは20年先に必ず建てかえないけませんので、これから。それからプラザ、広域の。これも出てきます。米子市は大口の窓口ですから負担が大きいですよ。そして、庁舎の問題でしょう。城山公園でしょう、20億かけちよる。ここから数えただけでも4つほどは確実に物が見えるんです。そのほかにも大型の事業というのが控えてるんじゃないかと思えますよ。もちろん駅前の問題もありますけども。あの橋上駅の。

そういうことを考えてみたときに、本当に何に集中的にして事業を展開していくのかという。その場合に、今、ここで示されているような庁舎ビジョンのようなあり方が妥当なのかどうなのかということをおうらは議論しなきゃならない。それに必要な、20年先に耐えなきゃならないというものの財政上の事情、それと、20年間においてどういう事業が待ち構えているのか、そういうものをどういうように把握されておるのか、そういう資料も出してもらいたい。

これ、委員長、お願いします。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私から一つだけ申し上げたいのは、市長が20年間と申し上げたのは、今は、40年前に、ここに60年間市役所を置くということを議会の議論も踏まえて決めてるからです。だから、60年の定期借地の契約も結んでいる。そして、ここに本庁舎を建築した。だから、それは何か財政的な理由があるからということではなくて、その意思決定を、民主的な手続を経て40年前に決めて、この地に最低60年間は市役所を置くということを決めてるからです。だから、市役所は残りの20年間は、今のままでいけば、この定期借地契約に基づいて、この地に市役所を置くということになる。そうすると当然、分散化というのは、20年間は集約しないということ、これを申し上げた、そのように考えています。

ただ、一方で、繰り返しになりますが、そうすると、20年後に、また借地続けるんかと、こういう話になるので、そうではなくて、この地に居続けるのであれば借地問題を解決して、そして、この場所に引き続き展開していくということですし、それから、そうではないとすると、本格的に移転の場所の候補地を探す作業が出てくる。そういった過程の中では、遠藤議員繰り返しおっしゃってる、市民の声を聞くというようなことも当然必要になってくるだろう、このように考えております。以上です。

○**戸田委員長** そうしますと、確認事項ですけど、岩崎委員から言われた中・長期財政見直し、それと将来的な組織機構、コンパクト化ということと言われたんですけど、答弁がなかったんですが、そういう対応資料は示唆できますか。

伊澤副市長。

○**伊澤副市長** させていただきます。

○**戸田委員長** じゃあ、そういうことで。

あと、ございませんね。

○**遠藤委員** 私が言ったことも含めて出してもらいたい。

○**戸田委員長** 先ほど遠藤委員さんが言われた資料も提供できますね。

伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 本日御指摘ありました資料については、最大限努力して、いつときにはならないかもしれませんが、御提示したいと思います。以上です。

○**戸田委員長** じゃあ、協議事件の1は終わりたいと思います。執行部の方は退席いただきたいと思います。

〔執行部、退席〕

それでは、今、協議事件2の今後の検討項目の抽出について議題としていただいております。

三嶋委員。

○**三嶋委員** ここで皆さんに御提案させていただきたいと思うんですけども、特別委員会である以上、最終的に委員長のほうが本会議に中間報告という形で市民の皆様方に報告をされると思うんですけども、そこに向けて、きょう当局のほうから説明を受けて、委員の皆さんがどういったところに関心を持っているのかということも議論がございました。また、さまざまな資料提供の申し出もございました。それを受けまして、そもそも分散すること自体どうなんだっていう意見もございましたし、また、どこに焦点を絞っていけばいいかっていうのも、なかなかきょうはまとまりづらいと思いますので、きちんと資料提供を受けた上で、会派のほうに持ち帰りをさせていただいて、次回の委員会でこの抽出はさせていただけたらなというふうに御提案をさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**戸田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それも一つの方法だと思うけど、私は実は、既に自分の議論する課題というのは絞ってきたんです。決算委員会方式じゃないけども、各委員の皆さん方が、特別委員会ですから、それぞれがこの庁舎再編ビジョンに対する考え方で、自分はこういうところを課題として議論をしたいというものを事前に、それぞれが、委員がつくっていただいて、それを委員長に集約してもらって、それで、同じ項目のところであれば、誰と誰は同じ項目で、今、こういう形のものがあるというふうな形をまず整理した上で議論したほうが、あっちこっちせんでもええだねかと思っとるんだがな、僕は。集中的に議論ができてというような考え方でおりますので、私はもうつくってきました。こういうものをつくって、それぞれが出し合って、それを整理してもらって、そのもとにおいて議論をするというほうがいいじゃないかと思う。決算委員会の分科会での議論したようなことを想定してもらえれば。

○戸田委員長 という意見もございますし、三嶋さんの意見もございますが、どのように進めましょうか。

○岩崎委員 それも含めて、一旦持ち帰りましょう。資料を見させてもらいたい。

○遠藤委員 何でも持ち帰る。

○戸田委員長 そうすると、私のほうからですけど、きょう議論があった内容を、今のテープ起こしをして、きちっと課題を抽出して、それぞれの委員さんに提供させていただいて、改めて当局に求めました資料もまた参考としていただいて、今後の運営に資していければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 1点、この特別委員会は、議会が独自にする調査、議論する場所ではない。今言われたように、1回ごとの委員会のやっぱり議事録は常に起こしてもらって、配ってもらうということをお願いしたい。

○戸田委員長 じゃあ、そのような形でさせていただきたいと思います。

それでは、次回の特別委員会でございますけども、副委員長とも御相談させていただいて、重要案件でございますので、これから毎月委員会を開催したいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○戸田委員長 そうすると、次回の日程でございますけども、2月の13日の午前10時からということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「2月の15日」と声あり〕

○戸田委員長 2月13日、13日木曜日、午前10時からということで日程調整をお願いしたいと思います。

（「閉会中の委員会の時ですね。」と声あり）

閉会中。毎月行いたいと思います。

（「1日くらい、時間取らないけんと思うで。」と遠藤委員。）

またその辺は、御意見いただければ、正副委員長と相談させてください。

（「半日ではだめだと思う。さもなくば、午後だけで月2回とか。やっぱり集中的に議論せんとだめだと思うよ、この問題。」と遠藤委員）

○戸田委員長 じゃあ、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

**午前11時44分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次